

相続登記

抵当権の抹消

会社・法人の設立

役員変更登記

登記手続案内は、**完全予約制**です。^{など}

※予約がないと ご利用いただけません！

各登記所の手続案内を利用する場合は、前日までに予約してください。
予約は、電話案内室で受け付けます。

※当日のキャンセルは、利用する登記所へ電話してください。

※利用する登記所へ電話をかけて、音声案内「3」を選択してください。

《東京法務局 電話案内室》

03-5318-0261

(受付：平日午前8時30分～午後5時)

・登記申請書の作り方は、**★法務局ホームページ**  で案内しています。

★不動産の登記申請手続ページへ

★会社・法人の登記申請手続ページへ

★東京法務局の登記所一覧ページへ

★をクリックすると
ページにジャンプします！



事前予約制

専門家による無料相談会も開催中

事前予約制


東京司法書士会 無料法律相談

●東京司法書士会総合相談センター●
☎03-3353-9205 (四谷)
平日(祝日を除く)
午前9時～正午、午後1時～午後5時

●三多摩総合相談センター●
☎042-548-3933(立川)
平日(祝日を除く)
午前10時～午後4時

◎東京司法書士会◎
☎03-3353-9191

ほかにも都内各所にて無料相談会を開催中

★東京司法書士会ホームページ 

★東京土地家屋調査士会ホームページ 

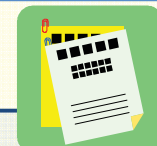
★をクリックするとホームページにジャンプします

登記手続案内をご利用のみなさまへ



ご利用は20分以内

1回のご利用は、20分以内です。
20分を過ぎると、後の利用者の案内に支障が出てしまいますので、そこで終了します。
予約時間に10分以上遅刻された場合、キャンセルされたものと取り扱います。



見本をお渡しします

法務局ホームページに掲載している代表的な申請書類の様式を準備しています。
申請書類にどのような内容を記載するか説明します。



事前の審査・法的判断は
できません

係員が申請前の書類に不備がないか審査することはできません。登記原因事実・法律行為(契約)が有効か判断したり、法的なアドバイスをすることもできません。



ご自身で作成してください

申請書類の書き方を説明しますが、係員が書類に手を加えたり、具体的な事案に沿ったアドバイスは、していません。
現在の登記の内容は、登記事項証明書を取得するなどにより、ご自身で確認してください。



補正の可能性あり

登記申請後の審査の結果、訂正や書類の追加が必要になることもあります。
登記手続案内は、内容の適合性・登記の完了を保証するものではありません。



申請資格のない方お断り

申請人本人(親族・従業員)のご利用に限ります。本人確認していますので、ご協力ください。
法令上代理申請を行う資格のない方(税理士、行政書士、委任状のない代理人等)は、お断りします。
※資格者代理人は書面照会をしてください。(司法書士・土地家屋調査士・弁護士)

多くの方にご利用いただけるよう努めています。
ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

東京法務局